

## 郡山市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設を整備する者に対し、補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設、経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる高齢者施設及び経費は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は市長が別に定める。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿及び定款又は寄付行為
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を得なければならない。
  - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
- (2) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整え、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(部分払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助事業に係る出来高に応じて補助金の一部を払うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定による部分払いを受けようとするときは、老人福祉施設等整備費補助金部分払申請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、部分払の適否について決定又は不決定を行うものとし、その旨を老人福祉施設等整備費補助金部分払（決定・不決定）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第3条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、補助対象経費が当該消費税等仕入控除税額に前条の確定額を加えた額に比して多額であると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、当該補助金の全部又は一部が国又は県が交付した補助金等に係るものである場合において、当該消費税仕入控除税額について国又は県の別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第

384号)に規定する期間が経過した日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該財産の全部又は一部が国又は県が交付した補助金等に係るものである場合において、当該補助金等について国又は県の別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行し、同年4月1日以後に実施された事業について適用する。

(郡山市老人福祉施設等整備費補助金等交付要綱の廃止)

2 郡山市老人福祉施設等整備費補助金等交付要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に、旧要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後において実施された事業について適用する。

2 改正後の郡山市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱の規定は、施行日以後において実施される事業に係る補助金の交付について適用し、施行日前までに実施された事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年1月20日から施行し、平成21年4月1日以降に実施された事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月11日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日以後に実施された事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年12月15日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に実施された事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月10日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に実施された事業について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月19日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に実施された事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 22 日から施行し、同日以後に実施された事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 28 日から施行し、同日以後に実施された事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

| 対象となる施設等  | 整備区分   | 対 象 経 費  |
|---|--------|--|
| 特別養護老人ホーム（ユニット型を原則とし、定員29名以下の場合にあつては、併設されるショートステイ用居室を含む。） | 創設     | 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。） |
| 特別養護老人ホーム   | 改修     |  |
| 介護老人保健施設  | 創設及び改修 |  |
| 小規模多機能型居宅介護事業所  | 創設及び改修 |  |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所  | 創設及び改修 |  |
| 認知症高齢者グループホーム   | 創設及び改修 |  |
| 認知症対応型通所介護事業所   | 創設及び改修 |  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所                                       | 創設     |  |
| 老人短期入所施設  | 改修     |  |
| 養護老人ホーム   | 改修     |  |
| 軽費老人ホーム   | 改修     |  |
| 有料老人ホーム   | 改修     |  |
| サービス付き高齢者向け住宅   | 改修     |  |
| 老人デイサービスセンターのうち夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する事業所                      | 改修     |  |

備考

- 1 この表において「創設」とは、新たに施設を整備することをいう。
- 2 この表において「改修」とは、次に掲げる設備を既存の施設に対し新たに設置する工事（既存の設備の強化のため、市長が必要と認める工事を含む。）を行うことをいう。
  - （1）スプリンクラー設備
  - （2）自動火災報知設備
  - （3）消防機関へ通報する火災報知設備

- (4) 防犯対策を強化するために必要な安全対策のための設備
- (5) 非常用自家発電設備
- (6) 防災対策を強化するために必要な安全対策のための設備
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのゾーニング環境等の設備
- (8) 倒壊の危険性のあるブロック塀等

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名称

所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 定員

2 施設整備費

(1) 建物の規模及び構造

①敷地の面積

②敷地の所有関係

③整備の区分

④建物の面積 建築面積 延床面積

⑤建物の構造

(2) 整備費内訳

①主体工事費

②工事事務費

③小計（本体工事費）

④冷暖房設備工事費

⑤浄化槽設備工事費

⑥その他の工事費

⑦合計

(3) 財源内訳

①国庫負担（補助）金

②郡山市負担（補助）金

③設置者負担金

（内訳）自己資金

借入（予定）金

寄附金

④合計

(4) 施行計画

①直営・請負の別

②契約年月日

③着工年月日

④竣工年月日

⑤事業開始年月日

(5) その他参考事項

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長 様

所在地  
法人名  
代表者

老人福祉施設等整備費補助金部分払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた老人福祉施設整備費補助金として郡山市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 施設の種類
- 2 事業所名
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 部分払が必要な理由
- 5 部分払申請額（出来高 年 月 日現在） 円

|               | 全 体<br>A | 出 来 高<br>(今回申請額)<br>B | 残 額<br>A - B |
|---------------|----------|-----------------------|--------------|
| 事業費<br>(単位：円) |          | ( %)                  |              |
| 補助金<br>(単位：円) |          |                       |              |

※工事出来高の内訳が分かる書類を添付すること



第3号様式（第6条関係）

第 号

所在地  
法人名  
代表者

老人福祉施設等整備費補助金部分払（決定・不決定）通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった補助金の部分払いについて、郡山市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり（決定・不決定）したので通知する。

年 月 日

郡山市長



- 1 施設の種類
- 2 事業所名
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金部分払決定額 円

年 月 日

郡山市長 様

所在地  
法人名  
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた老人福祉施設等整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、郡山市老人福祉施設等整備補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金確定額
- 3 補助対象経費
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
- 5 添付書類  
4の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等